

産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）のうち
園芸作物等の先導的取組支援（野菜）Q&A
【令和5年3月28日時点】

問1 本事業では、かんしょやばれいしょは対象となるか。

（答）

かんしょは含みますが、ばれいしょは含みません。

問2 輸出向けの出荷先となる実需者を、輸出実績がある者に限定する理由いかん。

（答）

事業効果を確実にかつ早急に発現させるため、本事業における輸出向けの出荷先となる実需者は、直近3年間に於いて農産物又は農産物を利用した加工食品の輸出実績がある実需者を対象とします。

実需者については、事業実施主体以外から出荷された農産物や加工食品を輸出している者、若しくはそれらの輸出実績がある別の実需者に出荷している中間業者を対象とすることができます。

ただし、中間業者を出荷先とする場合は、産地・中間業者・輸出実績のある別の実需者の3者契約を行っていただきます。

問3 出荷先となる実需者の輸出実績の根拠資料はどのようなものが必要か。

（答）

インボイス（商業送り状）やパッキングリスト、原産地証明書等を想定していますが、実需者の輸出実績が確認・照会できるのであれば、これらに限るものではありません。

問4 「産地の合意形成の取組」の対象となる取組はどのようなものか。

（答）

既存の品目や品種等から、海外市場で求められる品質等を備える品目や品種等に転換するために必要な取組が対象です。

- 例）・栽培方法や販売方法等に関する検討会
・対象品目の輸出実績のある産地や実需者の調査
・輸出向けの野菜に求められる栽培条件や産地戦略の策定等に向けた実需者や専門家との意見交換

問5 本事業の補助対象となる生産資材はどのようなものか。

（答）

既存の品目や品種等から、海外市場で求められる品質等を備える品目や品種等に転換するために新たに必要となる生産資材等が対象です。

なお、作ごとに必要となる生産資材や継続的な効果が見込まれない生産資材等に係る経費（種苗費、農薬費、肥料費等）は補助対象になりません。

【補助対象となる生産資材等の例】

- ・輸出先国の植物検疫や残留農薬基準等に対応した病虫害防除資材（防蛾灯、紫外線カットフィルム等）
- ・高品質化に繋がる生産資材（補光用 LED、灌水設備等）
- ・出荷期間の拡大や安定した出荷量の確保に繋がる生産資材（遮光資材、保温用フィルム等）
- ・パイプハウスのパイプや被覆資材

問6 リース導入の対象となる機械はどのようなものか。

（答）

既存の品目や品種等から、海外市場で求められる品質等を備える品目や品種等に転換するために新たに必要となる機械が対象です。

機械の能力や台数等は、成果目標を達成するために必要となる規模に合わせて設定してください。

ただし、トラクタや農業以外の用途への汎用性の高い機械（トラックやフォークリフト等）、中古の機械、機械の更新は対象になりません。

問7 リース導入する機械は、1 件当たりの取得金額が50万円未満でも補助対象になるか。

（答）

予定価格に関係なく補助対象になります。

問8 リース手数料は補助対象となるか。

(答)

リース手数料は補助対象にはなりません。

リース料助成額は以下の計算方法によって対象機械ごとに計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とします。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1／2
以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1／2以内

問9 事業メニューは全てに取り組むことが必要か。

(答)

「産地の合意形成の取組」を必須の取組とし、これに併せて「技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組」又は「農業機械のリース方式による導入の取組の取組」を実施していただきます。

問10 成果目標において、事業実施前に対象品目における輸出実績がない事業実施主体は目標が低い理由いかん。

(答)

輸出実績のない事業実施主体は、輸出実績のある事業実施主体に比べ、事業開始時には輸出向けの生産基盤が不十分な場合が多いと考えられます。

このため、成果目標年度において、両者が同等の成果目標を達成することは困難であるとともに、輸出を行う新たな産地の育成を推進するため、区別して設定しています。

問11 複数品目に取り組む場合の成果目標の設定方法いかん。

(答)

複数品目を対象として事業に取り組む場合は、対象品目ごとに成果目標を設定してください。

なお、目標年度において、対象とした全品目について成果目標を達成することが必要です。

問 12 出荷先の実需者や輸出先国の変更は重要な変更該当するか。

(答)

出荷先の実需者の変更は重要な変更には該当しませんが、輸出向けの出荷先となる実需者は、事業実施年度の直近3年間において農産物又は農産物を利用した加工食品の輸出実績がある者であることが必要です。

また、輸出先国の変更についても、重要な変更には該当しません。

問 13 採択ポイントの考え方いかん。

(答)

交付等要綱別記 1 別紙 2 別表（審査基準）の 1 及び 2（3）に基づいて採択ポイントを付与します。

ただし、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとします。

- ・ 過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・ 効率性を除く審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

問 14 輸出向けに生産・出荷したことの根拠資料はどのようなものが必要か。

(答)

産地から輸出を行う実需者に野菜が確実に出荷されたことを証明できる書類（出荷伝票等）を整備してください。

ただし、当該実需者が対象品目の輸出実績がある別の実需者等に出荷している中間業者等の場合は、当該中間事業者等から輸出実績がある別の実需者に出荷したことの確認も必要となります。

問 15 事業実施主体が自ら対象品目の加工等を行っている場合の成果目標の設定方法いかん。

(答)

加工等の有無にかかわらず、事業実施主体から実需者へ出荷される際の出荷額を基準として算出してください。